

日光市と民間企業等との協働事業実施要領

第1 趣旨

多様化する市民ニーズに対応し、日光市（以下「市」という。）と民間企業等との協働による、地域や経済の活性化、公共サービスの充実に資する事業（以下、「協働事業」という。）を展開するため、実施要領を定める。

第2 基本的な考え方

多様化・細分化する市民のニーズに対応するためには、民間企業等が有する資源（アイデア、ノウハウ、資金等）と市が持つ情報やネットワーク、人的資源を結びつけることで、市内地域や経済の活性化、公共サービスの充実や市が進める施策の効果的な展開を図ることが重要である。

また、社会的責任の一環としての地域貢献活動やSDGs（持続可能な開発目標）に取り組むたいと考える民間企業等も数多くあることから、民間企業等からの提案を募集し、協働を推進するものである。

第3 民間企業等の要件

本事業では、提案の主体性、実効性、事業の継続性等の観点から、対象を企業、学校法人、NPO、各種団体又は複数の企業や団体で組成されたコンソーシアム（共同体）とし、個人からの提案は受理しないほか、次の各号のいずれかの事項に該当するものの提案は受理しない。

- 1 法令等に違反する行為を行うもの又はそのおそれのあるもの
- 2 公序良俗に反する行為を行うもの又はそのおそれのあるもの
- 3 政治活動を助長するおそれのあるもの
- 4 宗教活動を助長するおそれのあるもの
- 5 その他協働の対象とすることが適当でないと思われるもの

第4 協働事業の進め方

1 提案の募集

協働事業の実施を希望する民間企業等は、その提案内容について、以下のとおり総合政策課に提出することとする。（詳細についてはフロー図）

（1）提案受付

別添「日光市と民間企業等との協働に関する提案シート」により電子メール、FAX等で受け付ける。

（2）提出先

日光市企画総務部総合政策課
〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地
TEL：0288-21-5131（直通）
FAX：0288-21-5137
E-mail：seisaku@city.nikko.lg.jp

(3) 募集期間

提案募集の受付期間は通年とする。

なお、提案募集に期限を設定する場合は、募集期間を概ね1ヶ月以上確保するものとする。

2 提案の事業化

(1) 事業化の推進

ア 事業化の可否の判断

民間企業等からの提案は、各事業の担当課において事業実施の可否について判断する。

イ 担当課の決定

民間企業等からの提案内容に即し、提案の窓口となる担当課を定めることとする。

複数の政策分野または項目にわたる提案の場合は、総合政策課と関係課で協議を行い、担当課を決定する。

ウ 事業進捗状況の把握

担当課は、事業の進捗状況等について総合政策課へ随時報告するものとする。

(2) 事業化にあたっての留意点

事業は、提案する民間企業等が実施・協力主体となるものとする。

なお、原則、市の支出を伴わないものとし、新たな財政措置を伴う提案や市の資産活用に関する提案の具体化については、公平性を確保するため、他企業等が参入可能となるよう公募の実施について検討するなど、所要の措置を講じることとする。

3 協定の締結

市及び民間企業等は、必要に応じ、連携と協力に関する協定を締結することができる。

第5 公表・広報等

市と民間企業等が協働で実施する事業については、事業化した時点でその内容等を公表し、市民に対して広く周知を図る。